

## 市第 119 号議案

### 横浜市児童相談所条例の一部改正

横浜市児童相談所条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

令和 6 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

### 横浜市条例（番号）

#### 横浜市児童相談所条例の一部を改正する条例

横浜市児童相談所条例（昭和31年10月横浜市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中「所管区域」を「管轄区域」に、「横浜市磯子区」を「横浜市港南区」に改める。

#### 附 則

この条例中、第 1 条の表の改正規定（「所管区域」を「管轄区域」に改める部分に限る。）は公布の日から、同表の改正規定（「所管区域」を「管轄区域」に改める部分を除く。）は規則で定める日から施行する。

#### 提 案 理 由

横浜市南部児童相談所の位置を変更する等のため、横浜市児童相談所条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市児童相談所条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（設置）

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、横浜市に児童相談所（以下「相談所」という。）を次のように設置する。

名称	位置	管轄区域 所管区域
(省 略)		
横浜市南部児童相談所	横浜市港南区 横浜市磯子区	港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区
(省 略)		